

〈医療情報取得加算〉について

当院は、マイナンバー保険証の利用や問診票等をつうじて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬を算定いたします。

- 初診時 …………… 1点
- 再診時（3月に1回） …… 1点

- ✓ 取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うこととなります
- ✓ 正確な情報を取得・活用するために、初めて受診される方や再来の方で毎月最初の受診日には、マイナンバー保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします

令和7年1月
湖東厚生病院 病院長